

## 2 研究開発課題評価

研究開発の評価については、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成 9 年 8 月内閣総理大臣決定）が定められ、その後、発展的に見直しがなされ「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（13 年 11 月内閣総理大臣決定）が定められました。これを受けて、国土交通省では「国土交通省研究開発評価指針」（平成 14 年 6 月）を定めました。

これらの指針では、研究開発機関等が重点的に推進する研究開発課題について、必要性・効率性・有効性の観点から研究開発の各段階において事前評価・中間評価・事後評価を実施することとしています。

事前評価は、新規に開始しようとする研究開発課題に対して研究開発を開始する前に実施します。また、中間評価は、研究期間が 5 年以上のもの又は期間の定めのないものについては、3 年程度を一つの目安として実施し、事後評価は研究開発が終了したものについて終了後に実施します。気象庁においては、気象研究所を中心として研究開発課題に関する評価を実施しています。

平成 14 年度においては、国土交通省として事前評価 24 件、中間評価 2 件、事後評価 13 件が実施されました。

このうち、気象庁としては、「地震発生過程の詳細なモデリングによる東海地震発生の推定精度向上に関する研究（平成 11～平成 15 年度）」に対する中間評価（表 6 - 2）を実施しました。また、平成 15 年度は、「地球温暖化によるわが国の気候変化予測に関する研究（平成 12～16 年度）」の中間評価を実施することとしています。

